高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成8年3月26日教育委員会規則第2号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **改正** | 平成10年3月24日教育委員会規則第5号 | 平成12年3月28日教育委員会規則第8号 | | 平成12年8月1日教育委員会規則第16号 | 平成13年11月30日教育委員会規則第14号 | | 平成18年3月31日教育委員会規則第9号 | 平成23年3月1日教育委員会規則第3号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

　　高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条　この規則は、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和42年高知県条例第19号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、高知県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年教育委員会規則3号〕

(利用時間)

第2条　青少年センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、体育館、球場及びトレーニング室にあっては午前8時30分から午後9時まで、芸西天文学習館にあっては午後6時から午後9時までとする。

全部改正〔平成12年教育委員会規則8号〕、一部改正〔平成12年教育委員会規則8号〕

2　教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、同項の利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成12年教育委員会規則8号・8号〕

(休館日)

第3条　青少年センターの休館日は、月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可の申請)

第4条　条例第2条第1項の規定により青少年センターの利用の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による高知県立青少年センター利用許可申請書(第7条第1項において「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申請は、利用開始日の5日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

3　前2項の規定にかかわらず、個人又は小人数のグループが体育館若しくは屋外体育施設又は芸西天文学習館の利用の許可を受けようとするとき(条例第3条の規定による使用料(以下「使用料」という。)を納付して利用の許可を受けようとする場合を除く。)は、別記第2号様式による高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書又は教育長が別に定める様式による申請書をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

一部改正〔平成12年教育委員会規則8号・8号〕

4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、個人がトレーニング室の利用の許可を受けようとするときは、口頭により申請することができる。

追加〔平成10年教育委員会規則5号〕

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・8号〕

(許可書等の交付等)

第5条　教育委員会は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請があった場合において、その利用を許可するときは別記第2号様式による高知県立青少年センター体育施設利用券、別記第3号様式によるトレーニング室利用券若しくは別記第4号様式による高知県立青少年センター利用許可書又は教育長が別に定める様式による許可書若しくは利用券を当該申請をした者に交付するものとし、許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号〕

(使用料の納付)

第6条　条例第2条第1項の規定により青少年センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、使用料を当該利用の後に納付することができる。

(使用料の減免の申請等)

第7条　条例第4条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第5号様式による使用料減額(免除)承認申請書を利用許可申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号〕

2　教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別に定める場合を除き別記第6号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・18年9号〕

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・18年9号〕

(利用の取消し等の届出)

第8条　利用者は、青少年センターの利用を取り消し、又は利用の許可の内容を変更して利用しようとするときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の還付の請求等)

第9条　条例第9条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、別記第7号様式による使用料還付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号〕

2　教育委員会は、前項の規定による請求があった場合において、使用料を還付することを決定したときは別記第8号様式による使用料還付決定通知書により、還付しないときはその旨を、それぞれ当該請求をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号〕

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号〕

(管理上の立入り)

第10条　利用者は、青少年センターの関係職員が施設、設備、備品等の管理その他職務上の必要により当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後の整理)

第11条　利用者は、利用が終わったときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、青少年センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条　利用者及び青少年センターに入場する者(以下「入場者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。

(2)　許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。

(3)　許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。

(4)　許可を受けないで備品等を青少年センターの外に持ち出さないこと。

(5)　建物その他の工作物、備品等を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(6)　青少年センター内において喫煙しないこと。

一部改正〔平成23年教育委員会規則3号〕

(7)　前各号に掲げるもののほか、青少年センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

一部改正〔平成23年教育委員会規則3号〕

(入場の制限)

第13条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、青少年センターへの入場を拒み、又は青少年センターからの退去を命ずることができる。

(1)　他の利用者又は入場者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2)　前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(損傷等の届出)

第14条　利用者及び入場者は、青少年センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか、青少年センターの管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附　則(平成10年3月24日教育委員会規則第5号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成12年3月28日教育委員会規則第8号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　平成12年7月1日前において行う、同日以後の高知県立青少年センターの施設の利用に係る申請及び許可の手続については、第2条の規定による改正前の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第8号様式までの様式を必要な修正の上、使用することができる。

附　則(平成12年8月1日教育委員会規則第16号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年11月30日教育委員会規則第14号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この規則は、平成13年12月1日から施行する。

(経過措置)

2　平成13年12月1日前において行う、同日以後の高知県立青少年センターの施設の利用に係る申請及び許可の手続については、この規則による改正前の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第8号様式までの様式を必要な修正の上、使用することができる。

附　則(平成18年3月31日教育委員会規則第9号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月1日教育委員会規則第3号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

高知県立青少年センター利用許可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号・23年3号〕

第2号様式(第4条、第5条関係)

高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書

高知県立青少年センター体育施設利用券

[別紙参照]

一部改正〔平成12年教育委員会規則8号・13年14号〕

第3号様式(第5条関係)

高知県立青少年センタートレーニング室利用券

(その1)

[別紙参照]

(その2)

[別紙参照]

追加〔平成10年教育委員会規則5号〕、全部改正〔平成12年教育委員会規則16号〕

第4号様式(第5条関係)

高知県立青少年センター利用許可書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号〕

第5号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号・23年3号〕

第6号様式(第7条関係)

使用料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号〕

第7号様式(第9条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号〕

第8号様式(第9条関係)

使用料還付決定通知書

[別紙参照]

一部改正〔平成10年教育委員会規則5号・12年8号・13年14号〕